

新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第8条）

第2章 市民等の自主防犯活動の促進（第9条 - 第16条）

第3章 都市環境健全化の推進（第17条 - 第19条）

第4章 防犯性の高いまちづくりの推進（第20条 - 第26条）

第5章 犯罪被害者等に対する支援（第27条）

第6章 公共の場所における迷惑行為の禁止等（第28条 - 第32条）

第7章 補則（第33条）

附則

近年、国際化、都市化、情報化及び高齢化の進展などに伴う社会情勢の変化、多様化する生活形態や規範意識の低下などを背景として、日常生活が営まれる身近な場所での犯罪が増加し、市民に不安を与え、将来を担う子どもたちを取り巻く環境に重大な影響を及ぼしかねない状況となっている。

安心して安全に暮らすことのできる地域社会を実現することは、新潟市が未来に向かって発展していくために欠くことのできない基盤であり、私たちすべての願いである。

犯罪の起こりにくいまちづくりを進めていくためには、市民一人ひとりが自らの防犯意識を高めて犯罪に遭わないよう心がけ、自治会・町内会や地域コミュニティ協議会など地域が一体となって広報啓発活動及び子どもたちの安全教育を行うことはもとより、犯罪者に犯罪の機会を与えない社会環境を作り出す工夫を施すなど、地域の防犯力の向上に努めるとともに、人と人とのきずなを大切にし、互いに支え合い、助け合うことのできる地域社会を築いていくことが重要である。

ここに、私たちのふるさとが、住む人にとっても、訪れる人にとっても、愛着の持てる安らぎのあるまちとして将来に引き継がれていくよう、安心して安全に暮らすことのできるまちづくりの推進に取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪のない安心・安全なまちづくり（以下「安心・安全なまちづくり」という。）について、市の責務並びに市民、自治会等（自治会、町内会、地域コミュニティ協議会その他の地域的な協働活動を行う団体をいう。以下同じ。）及び事業者

の役割を明らかにするとともに、犯罪を未然に防止する環境を整備するための基本となる事項等を定めることにより、市民が安心して安全に暮らすことができる新潟市の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 安心・安全なまちづくりは、市及び市民等(市民、自治会等及び事業者をいう。以下同じ。)が、それぞれの役割についての相互理解の下に連携し、及び協力して、次に掲げる事項を基本として推進するものとする。

(1) 自らの安全は自ら守り、及び地域の安全は地域自ら守るという防犯意識の高揚を図ること。

(2) お互いが支え合う地域社会の形成を図ること。

(3) 警察、防犯協会その他関係機関(以下「警察等」という。)との協働を強め、犯罪の防止を図ること。

(4) 飲食店、小売店舗その他の店舗が集積する地域(以下「繁華街」という。)の環境の健全化を図ること。

(5) 国際化の進展に対応した、誰もが安心して安全に暮らせる港まち新潟の環境整備を図ること。

2 安心・安全なまちづくりは、基本的人権を尊重して行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、安心・安全なまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、県及び警察等との連絡調整を緊密に行うものとする。

3 市は、安心・安全なまちづくりに関する施策を推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、お互いに協力して市、自治会等及び事業者と連携して地域活動に取り組み、安心・安全なまちづくりを推進するとともに、公共の場においては他者に迷惑をかけることのないように努めなければならない。

2 市民は、安心・安全なまちづくりに必要な知識を積極的に習得し、自らの安全の確保に努めなければならない。

3 市民は、市が条例に基づき実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(自治会等の役割)

第5条 自治会等は、地域の防犯力を高めるうえで中核的な役割を担うものであることを

認識し、基本理念にのっとり、市、市民及び事業者と連携して地域の実情に応じて自主的な活動に取り組むよう努めなければならない。

- 2 自治会等は、市が条例に基づき実施する施策に協力するよう努めなければならない。
(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、地域社会の一員であることを認識し、地域活動に積極的に参加するとともに、市、市民及び自治会等と連携して、安心・安全なまちづくりを推進するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、市内に所有し、占有し、又は管理する施設及びその市内における事業活動に関し、防犯活動に関する責任者を配置するなど自ら安全の確保に努めるとともに、安心・安全なまちづくりを推進するよう努めなければならない。

- 3 事業者は、従業員に安心・安全なまちづくりに必要な知識を習得させる機会を与えるように努めなければならない。

- 4 事業者は、市が条例に基づき実施する施策に協力するよう努めなければならない。
(財政上の措置)

第7条 市は、安心・安全なまちづくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(推進計画の策定等)

第8条 市長は、安心・安全なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

- 2 市長は、推進計画の策定、変更等に当たっては、あらかじめ、新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会の意見を聴かななければならない。
- 3 市長は、推進計画を策定し、又は変更したときは、公表するものとする。

第2章 市民等の自主防犯活動の促進

(広報及び啓発)

第9条 市は、安心・安全なまちづくりに関し、必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(市民等の自主的な活動の促進)

第10条 市は、市民等が行う安心・安全のためのパトロール、防犯講習会、通学路安全点検その他の安心・安全なまちづくりに関する自主的な活動を促進し、これが継続的かつ効果的に行われるよう、情報の提供、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(防犯の日及び防犯月間)

第11条 市民の防犯意識の高揚及び市民参加による安心・安全なまちづくりの活動を促進するため、10月の第3水曜日を新潟市防犯の日とし、10月を新潟市防犯月間とする。

(人材育成等)

第12条 市は、地域で防犯活動を行うリーダーを育成し、その活動を支援するものとする。

(モデル地域の指定)

第13条 市長は、安心・安全なまちづくりに関する活動を推進するため、重点的に施策を推進する地域として防犯活動モデル地域を指定することができる。

(表彰)

第14条 市長は、自主的な防犯活動その他の活動において、安心・安全なまちづくりに寄与したと認められる市民等を表彰することができる。

(防犯上の配慮を要する者の安全確保)

第15条 市は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の学校及び保育園等の児童福祉施設(以下「学校等」という。)並びに市民等と連携し、防犯上の配慮を要する者が犯罪の被害を受けないための教育及び啓発を行うとともに、安全の確保のため必要な措置を講ずるものとする。

(児童、生徒等の規範意識を高めるための措置)

第16条 市は、学校等及び市民等と連携し、幼児、児童及び生徒の規範意識を高めるため、必要な措置を講ずるものとする。

第3章 都市環境健全化の推進

(地域の特性に応じた対策の推進)

第17条 市は、市民等及び警察等と連携し、及び協力して、住宅街、商店街、農業地域等の地域の特性に応じた防犯対策及び環境の健全化の推進に努めなければならない。

(繁華街における対策)

第18条 市、繁華街において店舗等を所有し、又は管理する者及び事業を行う者並びに地域住民は、警察等と相互に連携し、誰もが安心して安全に訪れることのできる繁華街になるよう必要な措置を講じ、環境の健全化の推進に努めなければならない。

(事業所集中地域等における対策)

第19条 市及び市民等は、工業団地、流通団地その他の事業所集中地域、港湾周辺地域等における防犯対策及び環境の健全化を推進するため、警察等と相互に連携し、犯罪の発生しにくい環境づくりに努めなければならない。

第4章 防犯性の高いまちづくりの推進

(公共施設の整備等)

第20条 市長は、公共施設の整備及び管理に当たっては、犯罪の防止に努めなければならない。

(学校等における措置)

第21条 市長及び教育委員会は、共同して、学校等において乳児、幼児、児童及び生徒（以下これらを「子ども」という。）が犯罪に遭わないための対処方法の指導、緊急時に備えた体制整備、施設の点検及び整備等犯罪の防止に関する指針を定めるものとする。

2 学校等を設置し、又は管理する者は、前項に規定する指針により必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(通学路等における措置)

第22条 市長及び教育委員会は、共同して、通学、通園等に利用される道路及び子どもが日常的に利用する公園、広場等（以下「通学路等」という。）について安全点検、安全な環境の整備等子どもに対する犯罪の防止に関する指針を定めるものとする。

2 通学路等を設置し、又は管理する者、子どもの保護者、学校等及び市民等は、警察等と連携して、前項に規定する指針により必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(道路等における措置)

第23条 市長は、道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「道路等」という。）について、周囲からの見通しの確保、さくの設置等犯罪の防止に関する指針を定めるものとする。

2 道路等を設置し、又は管理する者は、前項に規定する指針により必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(住宅における措置)

第24条 市長は、住宅（共同住宅を含む。以下同じ。）について、犯罪の防止に関する指針を定めるものとする。

2 市内において、住宅を建築する建築主、住宅を設計し、建築し、又は供給する事業者及び住宅を所有し、又は管理する者（以下「建築主等」という。）は、前項に規定する指針により必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市は、建築主等に対し、当該住宅の防犯性向上のために必要な情報の提供、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(店舗等における措置)

第25条 事業者は、店舗、事務所、工場、倉庫等（以下「店舗等」という。）の構造及び設備の防犯性向上に努めるとともに、従業員による防犯体制の整備、休日、夜間における警備員の見回り等犯罪の防止に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗の設置者は，その集客力，夜間営業の増加等による周辺地域への影響を勘案し，駐車場の管理を徹底することなどにより犯罪行為の未然防止に努めなければならない。
- 3 市は，事業者に対して，店舗等の防犯性向上のために必要な情報の提供，指導，助言その他必要な措置を講ずるものとする。

（土地又は建物の管理者の措置等）

第26条 市内に土地又は建物を所有し，占有し，又は管理する者は，地域における犯罪防止のため，その土地又は建物に係る安全な環境を確保し，適正な管理に努めなければならない。

- 2 市内に空地又は空家を所有し，又は管理する者は，当該空地又は空家について，さくを設置し，出入口を施錠する等，犯罪を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- 3 市長は，空地又は空家の管理状態に防犯上支障があると認められるときは，その所在地を管轄する警察署長と協議のうえ，当該空地又は空家の所有者又は管理者に対し，必要な改善を行うよう指導することができる。
- 4 市は，前項の措置を講ずるため必要があると認めるときは，その空地又は空家に立ち入り，その状況を調査し，並びにその所有者，占有者及び管理者の氏名等を調査することができる。
- 5 市長は，第3項の規定による指導を受けた者が，正当な理由なく当該指導に従わないときは，履行期限を定めて必要な措置を講ずよう命ずることができる。
- 6 市長は，前項の規定による命令を受けた者が，正当な理由なく当該命令に従わないときは，その旨を公表することができる。

第5章 犯罪被害者等に対する支援

（犯罪被害者等に対する支援）

第27条 市は，犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。）により被害を被った者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の権利利益の保護を図るため，犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）により，国，他の地方公共団体等と連携し，相談体制の整備その他犯罪被害者等を支援するための施策を講ずるものとする。

第6章 公共の場所における迷惑行為の禁止等

（定義）

第28条 この章において「接客飲食店等営業」とは，次の各号のいずれかに該当する営

業をいう。

- (1) 営業所を設けて、当該営業所において客に飲食させる営業のうち、歡樂的雰囲気醸し出す方法により客をもてなして営むもの
- (2) 営業所を設けて、当該営業所において客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供して営むもの
- (3) 人の住居又は人の宿泊若しくは休憩の用に供する施設において、客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業で、当該役務を行う者をその客の依頼を受けて派遣することにより営むもの

(客引き行為等の禁止)

第 2 9 条 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 接客飲食店等営業の客となるように客引き（相手方を特定して、客となるよう誘うことをいう。以下同じ。）をし、又は広く人に呼びかけ、若しくはビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示して客となるよう誘引すること。
- (2) 接客飲食店等営業に関する情報の提供を行うための施設の客となるように客引きをし、又は広く人に呼びかけ、若しくはビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示して客となるよう誘引すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、人の身体又は衣服をとらえ、所持品を取り上げ、進路に立ちふさがり、つきまとう等執ように客引きをすること。

2 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に前項の規定に違反する行為を行わせてはならない。

(勧誘行為の禁止)

第 3 0 条 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 接客飲食店等営業において、人に接する役務に従事するように呼びかけ、又はビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示して勧誘すること。
- (2) 人の性的好奇心をそそる行為を撮影するための被写体となるよう勧誘すること。

2 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に前項の規定に違反する行為を行わせてはならない。

(ピンクビラ等配布行為の禁止等)

第 3 1 条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公共の場所において、次のいずれかに該当する写真若しくは絵又は文言を掲載し、かつ、電話番号等の連絡先を記載したビラ、パンフレットその他これらに類する文書図画又は物品（以下「ピンクビラ等」という。）を配布すること。

ア 人の性的好奇心をそそる，衣服を脱いだ人の姿態の写真又は絵

イ 人の性的好奇心をそそる，人の水着姿，各種制服姿等の写真であって，人の性的好奇心に応じて人に接する役務の提供を表すもの

ウ 人の性的好奇心をそそる役務の提供又は当該役務に従事する者の募集を表し又はこれを推測させる文言等

エ 人の性的好奇心をそそる物品等の販売を表す文言等であって，人を著しく羞恥させるような卑わいなもの

(2) 公衆電話ボックス，公衆便所その他公衆が自由に出入することができる建築物の内部又は公衆が見やすい屋外の場所にピンクビラ等を表示し，又は配置すること。

(3) みだりに人の住居又は人の宿泊若しくは休憩の用に供する施設の客室にピンクビラ等を配り，又は差し入れること。

2 何人も，対償を供与し，又はその供与の約束をして，他人に前項の規定に違反する行為を行わせてはならない。

(ピンクビラ等の除却及び廃棄)

第 3 2 条 土地，建物又は工作物の管理者は，それらに表示され，又は配置されたピンクビラ等を速やかに除却し，又は廃棄するよう努めなければならない。

2 何人も，前条第 1 項第 2 号の規定に違反して公共の場所に表示され，又は配置されたピンクビラ等を除却し，又は廃棄することができる。

3 何人も，正当な理由なく，前項の規定による除却又は廃棄を妨害してはならない。

4 市長は，前項の規定による除却及び廃棄が適切に行われるよう，講習その他の必要な施策を講ずるものとする。

第 7 章 補則

(その他)

第 3 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

附 則

この条例は，平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。